

# 本郷瀬川邸 利用規則

本郷瀬川邸（旧古市公威邸）は、明治二十年に、明治、大正期を代表する土木工学者であった古市公威（1854～1934）の自邸として建てられ、震災の後、古市の娘婿で医学博士の瀬川昌世がこれを譲り受け、代々、守り続けて今日に至りました。平成十五年、文化財保護法による有形文化財に登録し、貴重な歴史資料として後世に伝える決意をしております。

## 1. 基本理念

文化財保護法の登録有形文化財である本郷瀬川邸は、明治期を代表する数寄屋造りの家屋と苔庭園からなる、日本の文化、建築、造園の貴重な歴史財産である。㈱昌平不動産総合研究所（以下、会社という）は、これを利用しながら保護し、後世に伝えることを目的として維持運営する。

## 2. 運営方法

- (1) 「本郷瀬川邸保存関係者の会」略称「本郷瀬川邸の会」（以下、会という）による会員制とする。
- (2) 会長、理事などの役職は設置しない。
- (3) 会の運営は会社内に設置する事務局が行い、会社代表を事務局長とする。
- (4) 会員など、特定の個人または法人、団体に限定した貸席とする。
- (5) 会員は会社関係者であることから、会則、会費は特に設けない。
- (6) 本郷瀬川邸（以下、施設という）の利用者は、施設利用料を負担する。
- (7) 利用料収入は、施設の維持管理・保存に充てる。
- (8) 平日昼間の利用を原則とし、午前（10:00～12:30）・午後（13:00～16:00）・全日（10:00～16:00）のいずれか、または、短時間の見学とする。
- (9) 利用用途は、公序良俗に反しない限り特に限定しない。

## 3. 会員

- (1) 会員は、瀬川家縁戚者と会社従業員とする。
- (2) 会社所有ビルのテナントは準会員とする。
- (3) 会社本郷事業所職員を事務局員とする。

## 4. 施設の利用

- (1) 会員、準会員及び会員の同伴者・紹介者に限り、施設を利用できる。
- (2) 準会員及び同伴者・紹介利用者は別に定める「施設利用料」を負担する。

## 5. 利用の申し込み

- (1) 会員が個人で利用する場合を除き、別に定める利用申込書を、事前に事務局へ提出しなければならない。

- (2) 事務局は、別に定める施設利用管理表に、利用者、人数、利用時間を記入し、施設利用料を通知する。
- (3) 施設利用料は、原則として前払いとする。但し、準会員はその他請求書と合算して後払いすることができる。
- (4) 施設利用者は、別に定めるパンフレットの「見学・利用方法」「見学・利用手順」「禁止事項」に従い、施設を利用する。

## 6. 利用方法

施設利用方法は、利用目的に応じて次の通りとする。

- (1) 見学を目的とする。
  - ① 使用室 苔庵を除く全館とし、庭は縁側から鑑賞を原則とする。
  - ② 利用単位 他の利用団体が無い時間帯の1時間以内とする。
  - ③ 利用人数 一団体あたり10人程度。
  - ④ 案内 原則として、紹介した会員が行う。
- (2) 商談、見合い、賓客接待など座敷と庭の鑑賞を目的に使用する。
  - ① 使用室 利用料金表の区分の通り。
  - ② 利用人数 1畳あたり1名程度を上限とする。
- (3) 茶道、華道、香道、演奏などの伝統文化体験の場として使用する。
  - ① 使用室 利用料金表の区分の通り。
  - ② 利用人数 特に制限しない。
- (4) 利用時間には、準備、撤収の時間を含む。
- (5) 施設内の什器備品の配置は現状有姿とし、利用者の都合で移動する場合は、事前に申請しなければならない。
- (6) 施設内の什器備品配置の変更、原状への復旧は、利用者自身が行う。

## 7. 施設利用料

### (1) 施設利用料（消費税別途）

利用目的	使用室（畳）	午前(10~12.5)	午後(13~16)	全日(10~16)
見学	全館（苔庵は含まず）	500円／人（税込）		
貸席	応接間(15)大広間(12+5)	37,500円	45,000円	90,000円
	寄り付き(6)	8,500円	10,000円	20,000円
茶会	広間(8)・一指庵(4.5+2)	12,500円	15,000円	30,000円
その他	苔庵(3+3) ※1.2	12,500円	15,000円	30,000円

※1 苔庵のみの貸出しは行わず、全館または大広間等の追加オプションとする。

※2 一指庵・苔庵の茶室は水屋を含む。

- ① 撮影など著作権が生じる場合の使用料は、掲載媒体の目的、営利性などを勘案して利用料を別途定める。

- ② 夜間・休日の利用は、1時間あたり、それぞれの全日料金の1/6相当額に管理員待機費3,000円を加算する。(例: 全館90,000円/6+3,000円=18,000円)
- ③ 施設利用料には、テーブルなどの什器備品、上下水道、照明使用料を含む。
- ④ コーヒーセット(器とポット貸与)は、1ポットあたり1,000円とする。
- ⑤ 湯茶セット(茶器とポット)は、見学を除き無料で貸与する。

(2) 備品使用料

- ① 茶器など貸与品は別に定める。
- ② 茶会等で炭を使用する場合は、事前に使用量を申請し、実費精算とする。
- ③ 厨房ガス設備を使用する場合は一時間当たり100円とする。
- ④ 冬季暖房費として、一室、一時間当たり100円とする。

8. その他

- (1) 履物、携帯品、装飾品などの貴重品は、利用者自身で管理すること。
- (2) 湯茶、コーヒー接待は利用者自身が行うこと。
- (3) 施設内で飲食を行う場合は、事前申請のうえ許可制とする。
- (4) 飲食を許可する場合であっても、準備、手配、配膳、片付は利用者自身が行い、撤収までを時間内に完了すること。
- (5) 万一、施設及び什器備品を破損した場合は速やかに会事務局へ届出ること。その場合は、事務局が確認の上、利用者に修繕費を請求する。
- (6) 万一、利用後に施設及び什器備品の破損を発見した場合は、直前の利用者にペナルティーも含めた損害賠償を求めることもある。
- (7) 弊社の許可なく、敷地内での写真撮影を禁止します。
- (8) その他、定めのない事項は事前に事務局に相談すること。

以上  
令和4年6月1日現在

株式会社昌平不動産総合研究所  
本郷瀬川邸の会